

第1回門真市廃棄物減量等推進審議会議事録

市では、平成6年3月にごみ処理を計画的に推進するため「一般廃棄物処理基本計画」を、平成11年6月には「新門真市一般廃棄物処理基本計画」を策定。

資源の有効利用と、社会の持続的発展のため、門真市リサイクルプラザの開設など、長期的・総合的視点から、市民、事業者、行政の三者により、ごみゼロ社会の実現に向け取り組んできました。

今回、さらにごみの減量化・資源化を進めるために、「粗大ごみの有料化」について門真市廃棄物減量等推進審議会を設置し検討しています。

ここでは、その議事の内容をご紹介します。

開催日時：平成19年3月22日（木）午後2時から午後4時15分まで

会 場：門真市リサイクルプラザ5階会議室

出席委員：13名 / 15名中

会議に先立ち、本審議会を公開とするか、非公開とするかについて

- ・全員が公開することに同意。
 - ・公開となると、事前に受付するとか、何か手続きが必要と思う。
 - ・この審議会が公開である事を市民にPRすべきではないか。
 - ・公開をするということは、どの程度公開するのか。きまりを作るべきではないか。
 - ・録音や写真撮影はダメだとか、傍聴者が質問をしてはいけないとか。
 - ・公開のルールは、事務局で検討して貰えば良いのではないか。
- 事務局：公開するということですので、公開に関する手続き等について早急に整理します。

審議会の成立の要件・議事議決について

事務局：審議会の成立の要件や議事議決につきましては、「門真市廃棄物減量等推進審議会規則」で定めております。

- ・委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

次に審議会の記録作成上、録音をしたいということについて

- ・記録の使い方はどのように考えているのか。

事務局：審議会の議事録作成上録音をさせていただきたい。

議事録については、要約程度になると考えている。

録音については了承とする。

要約したものをホームページに載せるのか。

事務局：議事録をホームページに載せることは、現在のところ考えていない。

- ・出来る限り市民に知らせる方法を検討して欲しい。
- ・審議会の目的からみても市民に知らせるべきである。

事務局：市民に意見を求めることについては、「どのような方法で求めるべきか」を審議会からご意見を頂戴したいと考えている。

その他委員意見

- ・今回の審議内容については、市民負担が伴うので、早い時期に資料を出していただきたい。
- ・公開をするにあたっては、規則の第8条の秘密の保持について検討する必要があると考える。

事務局：第8条の関係については、法規文書等と調整をいたしたい。

一般廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する事項についての説明をお願いします。

事務局：資料の説明

「本市におきましては、平成6年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ処理を計画的に推進してきました。

平成11年6月門真市一般廃棄物処理基本計画策定検討委員会の提言をいただき、「新門真市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、資源の有効利用や社会の持続的発展のため、ごみゼロ社会の実現を目指して、長期的・総合的視点から、市民、事業者、行政の三者が取り組むべき施策の基本方針を定めました。

計画推進のために、ごみ減量推進のための三者協働体制づくりをはじめ、10からなる施策の体系を掲げ、現在までの取り組みを進めてきたところであります。

平成14年4月には資源循環型社会に向けた施設として「門真市リサイクルプラザ」を開設、廃棄物の減量化と再資源化に取り組むとともに、リサイクル実践の場として市民工房を設置し、市民と行政が一体となったりサイクル活動を推進してまいりました。

さらなるごみ減量化を進めるため、減量施策のひとつであります、粗大ごみの有料化に取り組むことといたしました。

今回、ごみ処理手数料の考え方と徴収方法、粗大ごみの収集方法や収集回数、市民への周知方法等を含め、粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について、審議会の意見を求めるものであります。

- ・粗大ごみの有料化について、市長からの意見具申を求められている。
反対の方もありうると思いますが趣旨は了解したものとしてよろしいか。
(委員了承)

次に審議会審議スケジュールの説明をお願いします。

事務局：審議会審議スケジュール説明。

第2回審議会において 粗大ごみ有料化の実施案の検討（1）

粗大ごみ処理手数料の考え方と徴収方法

粗大ごみの収集方法

その他

第3回審議会において 粗大ごみ有料化の実施案の検討（2）

実施時期

市民周知の方法

意見具申案作成に向けての配慮事項

その他

第4回審議会において 粗大ごみ有料化に関する意見具申のまとめ
というスケジュールを立てさせていただいております。

次に粗大ごみ等排出量の推移及び他市における粗大ごみ有料化の状況について説明をお願いします。

事務局：平成13年度から平成17年度までの門真市の粗大ごみ排出量の推移の説明。

平成13年度1,191トン、14年度1,741トン、15年度1,899トン、16年度1,919トン、17年度1,912トンとなっている。

平成14年3月にびん・缶・ペットボトルなど不燃ごみと呼ばれるごみの処理施設（リサイクルプラザ）が完成。それにより不燃ごみの焼却量が大幅に削減できた。一方粗大ごみ排出量については、平成17年度が1,912トンと増加傾向にある。

府下の有料化の状況については、33市中15市が実施、近隣市では枚方市が平成14年4月、大阪市が平成18年10月より実施している。守口市では平成19年12月からの実施が確定しています。

（粗大ごみ等排出量の推移及び他市における粗大ごみ有料化の状況に対しての委員意見と質問及び答弁について）

問）粗大ごみの収集は、ごみステーション方式で収集しているのか。基本的な事を教えてもらいたい。

答）原則としてステーション方式であるが、地域によっては戸別収集となっている。

問）現在、どういうものを粗大ごみとして収集しているのか。

答）家具・じゅうたん・椅子・ベッド・・・等

・どこまでが粗大ごみなのかを定義で決めないといけないのではないか。

問）資料によると「粗大処分コスト」が毎年UPしているが理由は、

粗大だけではなく、他のごみの処分コストがどうなっているのか、

資料を出して頂きたい。

答)収集費用については、17年度は車両購入の関係があると考えられる。

他のごみについてのコストは、資料提供をさせていただきたい。

問)収集総量は増加しているが、処分総量は下がっているがこの意味は。

答)収集総量は家庭系ごみのみであり、処分総量は家庭系、事業系を含めたものである。

平成14年度・・・総収集量 29,676 トン 処分総量 58,953 トン

平成17年度・・・総収集量 28,585 トン 処分総量 55,109 トン

問)人口が減少しているのに世帯数が増加している、粗大の比率は増加している。それは引越し等による家財等のごみを出しているということか。

答)引越しの家財等は含まれているが、引越しごみだけではない。

問)人件費が含まれているので、処分コストが高くなるのか。だから粗大ごみの処理コストが高くなるため有料化ということなのか。

答)ごみを処分するための人件費は含まれている。

ごみを多く出す人と減量をして少ない努力をしていただいている人もおられる。

有料化の目的は、ごみのさらなる減量化を進めるためや、ごみ処理費用の負担の公平性、及びごみに関する市民意識の向上等の有料化が必要と考えている。

・粗大ごみの有料化を進めるにあたって、どのようなものが粗大ごみであるかを検討すべきである。又、粗大ごみの処分の仕方などの資料提供をお願いしたい。

問)処分コストの中身は。

答)収集・運搬、焼却、破碎、そして最終処分として「フェニックス」への搬入がある。

問)粗大の重さを出して、収集総量に比率を掛けてコストを出しているのか。

収集コストは、車両が動いているのだから比率で出しているのではないのか

答)すべての経費と粗大の総量を単純な方法で示した資料である。

平成17年度粗大ごみの、収集コスト1トンあたり 2,113 円、処分コスト1トンあたり 835 円

問)北河内の6市の動向は。

答)枚方市は平成14年4月から有料化、守口市は平成19年12月より有料化する。大東市は平成19年2月より電話受付制を導入し現在は無料。

問)フェニックスには、何を運搬しているのか。

答)焼却灰、ガラス残渣を運んでいる。

問)今回の粗大ごみは、事業用も含まれるのか。

答)有料化を対象としているのは、家庭系のみである。

問) 現在家庭系から出ている粗大ごみとは、どんなものがあるのか

答) 品目については十分に把握しきれていないが、自転車、ソファ、マットレス、家具等がある。

- ・事務局にお願いがある。次回は討議する具体的な資料を出していただきたい。
- ・今回は、粗大ごみの現状説明があった。
次回に「なぜ有料化」なのかということの議論に入っていきたい。
今回資料提供を求めた分と、次回の審議に伴う資料の事前配布をお願いしておきたい。

以上で第1回審議会終了